

一般社団法人日本胎児心臓病学会
代議員及び役員の選出に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本胎児心臓病学会（以下、「本会」という。）の定款第13条に基づく代議員及び補欠の代議員並びに定款第27条に基づく役員の選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 本会の選挙の管理執行に関する運営は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

- 2 理事長は役員を除く代議員から委員長を指名し、委員長は役員を除く代議員の中から委員3名を選出し、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は、理事長により委嘱された日から、代議員又は理事の選挙結果を公示する日までとする。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(定数)

第3条 本会の代議員及び役員の定数は次のとおりとする。

- (1) 代議員 選挙が行われる年の委員会によって決定される基準日（以下、「基準日」という）における正会員及び準会員の総数の概ね20名につき1名の割合とする。（端数の取扱いについては理事会で定める。）
- (2) 理事 3名以上20名以内
- (3) 監事 2名以内

第2章 代議員の選出

(代議員の職務)

第4条 代議員は本会の目的を達成するために次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 代議員会に出席すること
- (2) 本会の事業を推進すること
- (3) 本会の適正な運営を図ること
- (4) 代議員会が代議員の義務として定めた事項を履行すること

- 2 やむを得ない理由のため代議員会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する 書面を理事長に提出することにより、他の代議員を代理人として議決権を行使する、または あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。
- 3 書面または電磁的方法をもって議決権を行使する場合は、代議員は総会の会日の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

(選出区分)

第5条 代議員は以下の条件、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の順に沿って選出する。

(1) 地域別選出

地域性を配慮し、全国を次の8地区に分け、各地区の代議員定数は選挙告示2週間前における地区に所属する正会員と準会員の合計数に応じて按分する。地区は、勤務地（現在、勤務のない会員は元勤務地）と自宅（海外在住の会員は国内連絡先）の都道府県所在地で決定し、両者が一致しない場合には会員が優先する地区を決定する。代議員は各地区において得票順に選出し、全地区の人数は18名とする。

北海道地区 北海道

1名

東北地区 青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県

1名

関東地区 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

6名

甲信越北陸地区 新潟県、長野県、山梨県、富山県、石川県、福井県

1名

東海地区 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

2名

近畿地区 滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県

4名

中国四国地区 岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

1名

九州沖縄地区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2名

ただし、各地域における立候補者数がそれぞれの地域別選出枠未満の場合はその限りではない。

(2) 部門別

小児科医、産科医、準会員の会員数を按分することとし、(1)の地域別から選出された小児科医、産科医、準会員も含めて、少なくとも小児科医 10 名、産科医 10 名、準会員 1 名となるまで選出する。

ただし、立候補者が部門別選出枠未満の場合はその限りではない。

(3) 女性選出

上記選出の後に得票順に、代議員定数の 10%を女性が満たすように、代議員に選出する。

ただし、女性立候補者が女性選出枠である定数の 10%未満の場合はその限りではない。

(4) 一般選出

上記選出の後に得票順に、定数に達するまでの代議員を選出する。

(5) 同数得票については、①会員歴が長い者、②大学卒業年度が古い者、③年齢が高い者、の順に優先して順位を決定する。

(6) 次点以下、補欠代議員定数に達するまでの者を補欠代議員とする。

- 2 原則として、同一施設から選出される代議員は 3 名までとする。
- 3 代議員のうち、準会員が占める代議員の割合は定数の 10%以内とする。
- 4 第 1 項各号の代議員は、いずれも同一の権限を有し、差をつけてはならない。

(被選挙権)

第 6 条 被選挙権を有する会員は、次の条件を満たす正会員と準会員とする。

- (1) 基準日現在、当該年度の年会費を完納している者
- (2) 基準日において会員規程に定める会員歴が 5 年以上の者。ただし、休会している者を除く
- (3) 代議員選挙実施事業年度の翌事業年度に開催する定時代議員会において満 65 歳未満の者
- (4) 過去 4 年間に於いて、学術総会に 2 回以上出席し、かつ、筆頭演者 1 回以上、もしくは共同演者で 4 回以上の発表のある者

(選挙権)

第 7 条 選挙権を有する会員は、次の条件を満たす正会員及び準会員とする。

- (1) 基準日現在、当該年度の年会費を完納している。
- (2) 基準日において会員歴が 2 年以上の者、ただし休会している者を除く

(代議員選挙)

- 第8条 代議員選挙の立候補の受付は、代議員選挙実施年の7月中とし、受付期間は1ヶ月間とする。
- 2 代議員選挙に立候補する者は、立候補申請書と第5条第1項第4号を証明する書類（出席証明書、抄録等）の複写を事務局へ提出する。
 - 3 委員会は、立候補申請書を確認し、公示日の7日前までに代議員選挙候補者名簿を作成し、公示しなければならない。
 - 4 第3項の公示内容は、次に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 候補者の氏名
 - (2) 候補者の所属
 - (3) 候補者の所信表明
 - (4) 代議員の定数
 - (5) 投票期間
 - (6) 開票日
 - 5 選挙権を有する会員は、定められた期間内に候補者の中から、小児科医最大5名、産科医最大5名、準会員最大1名、合計最大11名を選び、投票する。投票ならびに開票は電子投票システムにより行う。
 - 6 委員会は、投票締切後7日以内に開票を行って有効票を決定し、開票結果をただちに理事会に報告するものとする。

第3章 代議員の任期

(代議員選挙及び任期)

- 第9条 代議員選挙は4年に1度実施する。
- 2 代議員の任期は、選任された定時代議員会から4年後の定時代議員会の終了時までとする。なお、任期中に満65歳に達する代議員の任期は、65歳となった日以後最初に開催される定時代議員会の終了時までとする。
 - 3 代議員の再任はこれを妨げない

第4章 役員の選任

(理事の選挙)

- 第10条 代議員選挙実施事業年度には代議員選挙に続いて理事候補選挙を行う。
- 2 次期理事候補は、理事候補選挙の開票結果と推薦により選出する。

- 3 次期理事候補は、選出後に最初に開催される定時代議員会の決議によって理事に選任される。
- 4 理事が任期満了の前に退任した際に、後任の理事を必要とする時には、理事会の決議によって理事候補を選出し、選出後に最初に開催される代議員会の決議によって理事に選任する。後任の理事の任期は、任期の満了前に退任した理事の任期の満了する時までとする。

(理事候補選挙)

- 第11条 すべての次期代議員は理事候補選挙に立候補することができる（以下、立候補した次期代議員を理事候補選挙立候補者という）。
- 2 選挙管理委員会は、次期代議員の確定後、速やかに理事候補選挙の立候補を受け付け、投票開始日と投票締切日を決定する。投票開始日の7日前までに理事候補選挙立候補者の所信表明及び名簿を次期代議員に通知する。
 - 3 理事候補選挙立候補の受付締切後に立候補を辞退する場合は、投票開始日の7日前まで受け付ける。
 - 4 次期代議員は、定められた期間内に、理事候補選挙立候補者の中から、小児科医最大5名、産科医最大5名、準会員最大1名を選び投票する。
 - 5 投票ならびに開票は電子投票システムにより理事候補選挙立候補受付締切後7日以内に行う。
 - 6 委員会は開票結果を直ちに理事会に報告する。
 - 7 理事候補選挙立候補者の中から、得票数の多い順に小児科医5名、産科医5名、準会員1名を次期理事候補として、選出する（以下、「選挙選出次期理事候補」という）。同数得票については、①会員歴が長い者、②卒業年度が古い者、③年齢が高い者の順に優先して順位を決定する。
 - 8 理事候補選挙立候補受付の締め切りを過ぎても立候補者数が定数（11名）に満たない場合は、告示期間中に追加の立候補を受け付ける。追加の立候補を募集する期間は選挙管理委員会にて決定する。必要と判断した場合は、投票開始日と締切日等の日程変更を行い、次期代議員へメールで通知する。
 - 9 前々項で選出された11名の選挙選出次期理事候補は、この11名を除き、理事選挙に立候補した者を優先に次期代議員の中から若干名の次期理事候補を推薦する。（以下、「推薦次期理事候補」という。）推薦次期理事候補を選出する会議は理事長が招集し、議事の進行は選挙選出次期理事候補の最年長者が担当する。
 - 10 準会員が占める次期理事候補の割合は定数の10%以内とする。
 - 11 理事長は次期理事候補に就任の承諾を得る。

(理事長及び副理事長の選定)

- 第12条 前条第7項で選出された11名の選挙選出次期理事候補は、次期理事長候補及び次期副理事長候補を選出する。次期理事長候補及び次期副理事長候補を選出する会議は理事長が招集し、議事の進行は選挙選出次期理事候補の最年長者が担当する。理事長、副理事長2名以内は、同一専門科とならないように選出する。
- 2 次期理事長候補及び次期副理事長候補は、選出後に最初に開催される定時代議員会終了後の理事会の決議により理事長及び副理事長に選定される。

(監事の選任)

- 第13条 理事候補選挙実施事業年度に、第11条第7項で選出された11名の選挙選出次期理事候補は、次期監事候補を選出する。
- 2 次期監事候補は、選出後に最初に開催される定時代議員会の決議によって監事に選任される。
- 3 第1項で選出され第2項で選任された監事の任期満了に伴う改選期には、理事会の決議によって次期監事候補を選出する。

(役員及び理事長の任期)

- 第14条 理事の任期は、選任された定時代議員会から2年後の定時代議員会の終了時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 監事の任期は、選任された定時代議員会から2年後の定時代議員会の終了時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第3条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、任期中に満65歳に達する役員の任期は、65歳となった日以後最初に開催される定時代議員会の終了時までとする。
- 6 理事長の任期は、選任された定時代議員会から2年後の定時代議員会の終了時までとする。ただし、理事長は、連続する2期を限度として再度選定することができる。

第5章 補則

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定め、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人日本胎児心臓病学会の設立の登記の日（令和3年1月8日）から施行する。
- 2 この規定の変更は、令和3年9月1日から施行する。